平成２７年（フ）第１０８号
茨城県鉾田市飯島110番地26
債務者　出頭　　肇
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３０６号
静岡県浜松市中区葵西６丁目22番14―305号　葵団地４
債務者　今藤　順子
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
大分県佐伯市蟹田５番13号
債務者　福谷　明夫
1　決定年月日時　平成27年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月５日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
山口県岩国市平田４丁目11番36―304号　平田ハイツ
債務者　吉原　健司
1　決定年月日時　平成27年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月27日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７８８号
札幌市北区屯田２条１丁目７番12号　パレーシャル21―102号
債務者　藤田　光良
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８９号
札幌市北区屯田２条１丁目７番12号　パレーシャル21―102号
債務者　藤田　由美
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８８２号
札幌市東区本町１条１丁目７番24号　第２山岸マンション10号
債務者　沼田　典子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１００６号
札幌市厚別区厚別南１丁目５番16―106号
債務者　中川　光恵（旧姓尾張）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０２４号
札幌市豊平区月寒西４条５丁目１番７号　M’ｓＢｌｕｅ103号
債務者　田中　健太
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０５０号
札幌市清田区清田７条２丁目９番14号　ＭＳパルコ202号
債務者　梅田　定幸
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０６２号
札幌市豊平区月寒東３条９丁目７番１―505号
債務者　芹澤　曜年
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０８３号
札幌市中央区北３条西21丁目１番７―402号
債務者　後藤富士美
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０２号
埼玉県川越市岸町２丁目33番地303
債務者　横山由利子（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４０号
新潟県三条市島田２丁目17番４―22号　島田建替住宅Ａ棟
債務者　海村　敬子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１７５号
静岡県沼津市寿町４番18号　和田コーポ202
債務者　松本　圭子（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１０７９号
大阪市西成区旭１丁目11番３―605号
債務者　佐々木千香
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１１１号
大阪市淀川区十三東１丁目10番22―403号
債務者　木村　　淳
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部